

松川町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月策定

(令和 4 年 3 月改定)

松 川 町

目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 当町を取り巻く社会的状況	3
1 人口の動向及び将来の見通し	3
(1) 人口・世帯数の推移	3
(2) 年齢3区分別人口構成の推移	3
(3) 将来人口	4
2 財政状況	6
(1) 歳入の状況	6
(2) 歳出の状況	7
(3) 地方債及び基金の残高	8
(4) 有形固定資産減価償却率	8
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	9
第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し	10
1 公共建築物の現状	10
(1) 公共建築物の保有状況	10
(2) 築年別整備状況	11
(3) 耐震化実施状況	12
2 インフラ施設の状況	12
(1) インフラ施設の現状	12
3 将来の更新費用の推計（総務省提供ソフト活用）	16
(1) 試算の方法	16
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	17
(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計	18
(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計	18
(5) 人口減少による将来負担コスト増	21
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	23
1 計画期間	23
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	23
3 現状や課題に関する基本認識	24
4 公共施設等の管理の数値目標	25
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	25
(2) インフラ施設	26
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26

(1) 点検・診断等の実施方針.....	27
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	27
(3) 安全確保の実施方針.....	27
(4) 耐震化の実施方針.....	27
(5) 長寿命化の実施方針.....	28
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	28
(7) 脱炭素化の取組等の推進方針.....	29
(8) 統合や廃止の推進方針.....	29
(9) 広域連携の検討.....	29
(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	29
6 PDCAサイクルの推進.....	30
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	31
1 主な施設類型ごとの方向性.....	31
(1) 文化系施設.....	32
(2) 社会教育系施設.....	33
(3) スポーツ・レクリエーション系施設.....	34
(4) 産業系施設.....	35
(5) 学校教育系施設、子育て支援施設.....	36
(6) 保健・福祉施設、医療施設.....	37
(7) 行政系施設.....	38
(8) 町営住宅.....	39
(9) 公園.....	40
(10) その他.....	41
(11) インフラ施設.....	42

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その流れにより総務省が平成26（2014）年4月に各地方公共団体に対し、「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成30（2018）年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

松川町においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障に係る経費の増大などにより、財政状況が悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

以上のような当町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、松川町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成29（2017）年3月に策定しました。

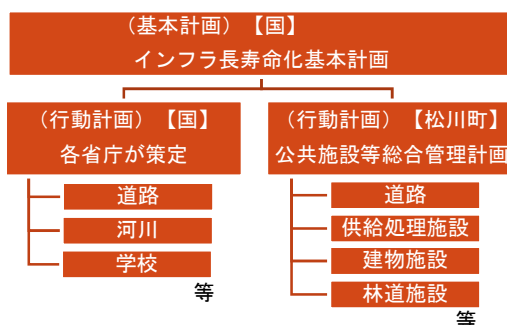
今回定める改訂版は、これまで進めてきた公共施設等に関する取組や各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

◆図表 1-1 本計画の位置付け



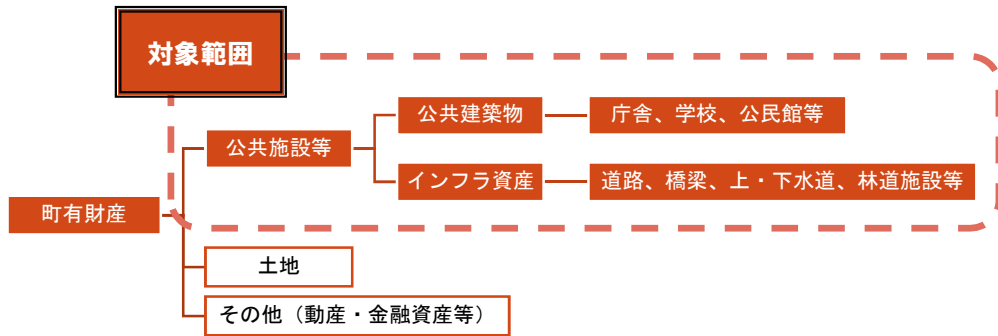
「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するものとして位置付けます。

さらに、基本計画では、各施設管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定（令和2（2020）年度までに）することとされています。

3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、当町が所有する学校・町営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道、林道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



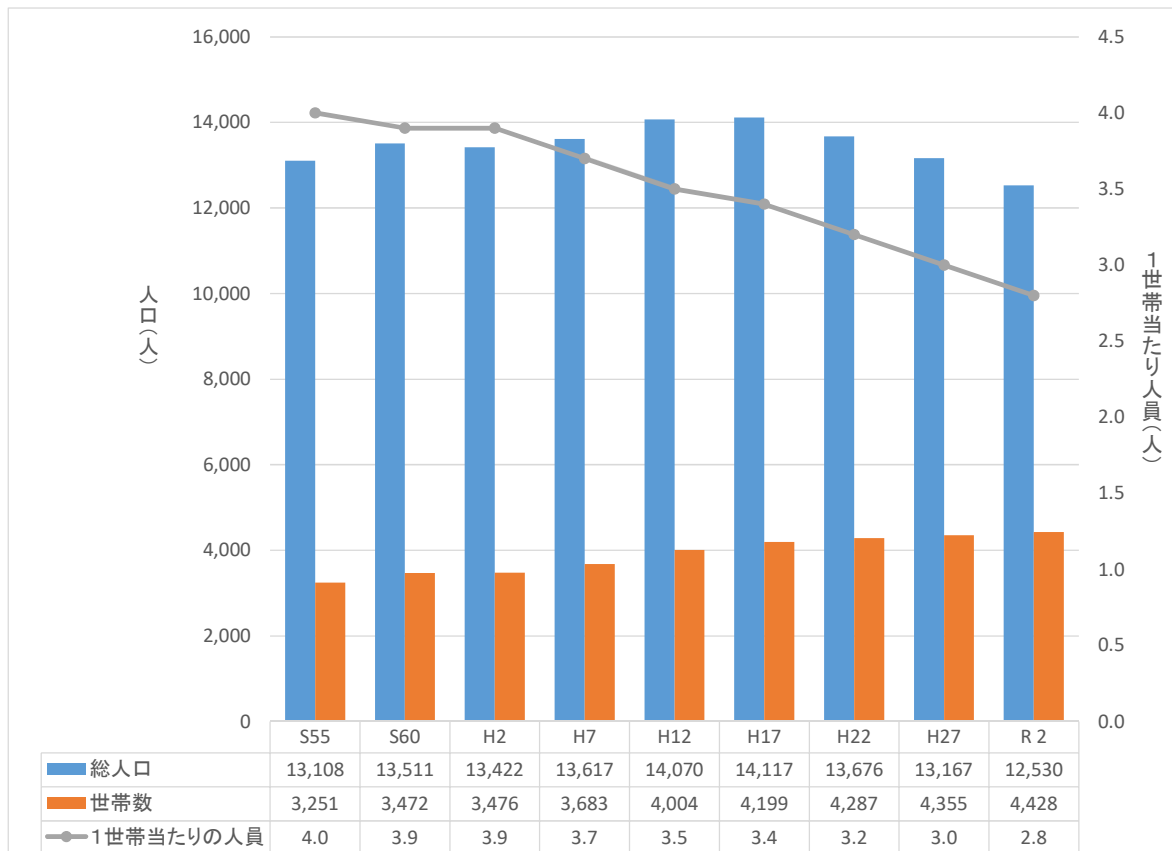
第2章 当町を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による当町の人口・世帯数の推移をみると、平成17(2005)年の人口14,117人をピークに、平成22(2010)年には13,676人、平成27年(2015)年には13,167人、令和2年(2020)年には、12,530人と、年5年毎に500人以上のペースで減少傾向にあります。一方世帯数は増加傾向にあり、核家族、一人暮らしなど少数世帯が増加している傾向にあります。

◆図表 2-1 総人口の推移



出典：松川町地域みらい共創プランより

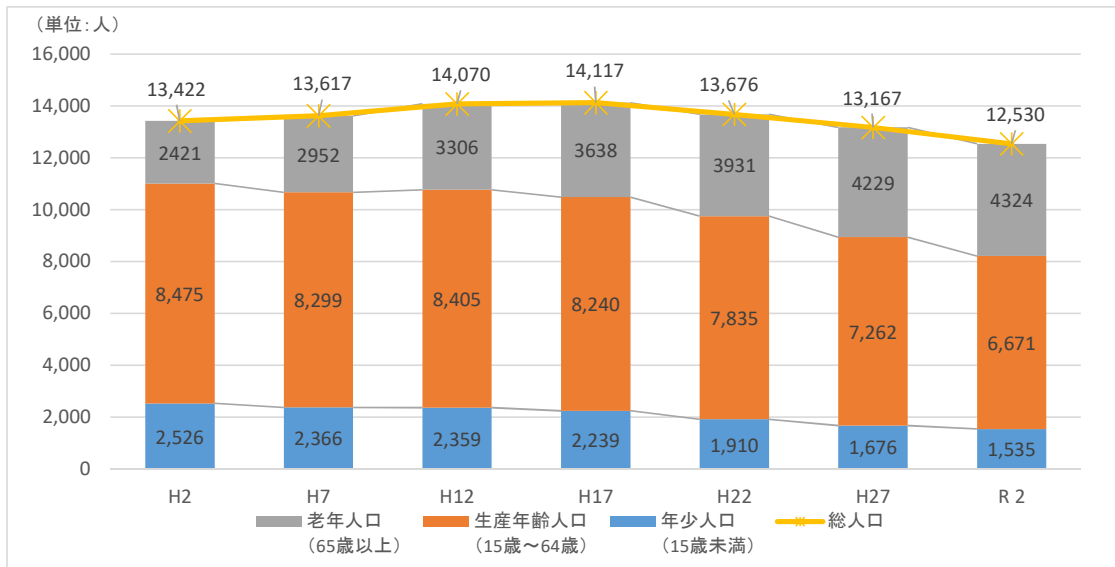
(2) 年齢3区分別人口構成の推移

年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)が減少傾向にあり、老年人口(65歳以上)が増加傾向にあることから、当町も少子化、高齢化が進んでいる傾向にあります。

生産年齢人口は平成7年から減少傾向に転じており、減少率は低く推移しているものの、UターンやIターン等の転入者が減少していることが影響しているものと考えられます。

老年人口の増加率は減少しています。しかし、老年人口は増加していることから、老年人口全体数の増加、65歳以上の転入者が少ないこと等が影響しているものと考えられます。

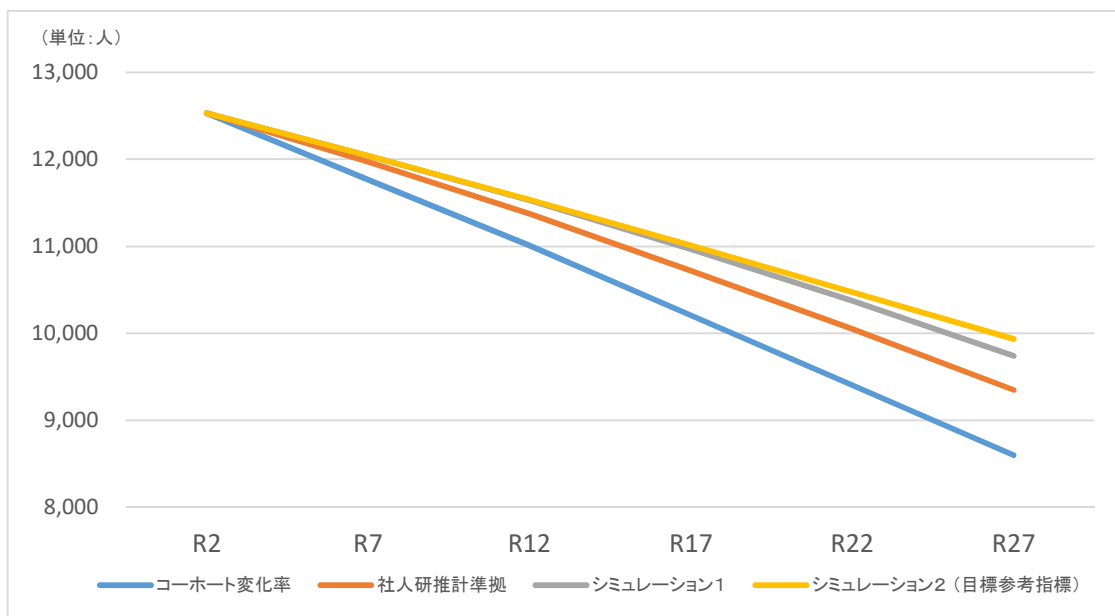
◆図表 2-2 年齢3区分別人口構成の推移



(3) 将来人口

「松川町地域みらい共創プラン」では、松川町の人口の将来予測について、4つのパターンで推計しています。いずれのパターンも人口減少は避けられないことが、予想されています。

◆図表 2-3 シナリオ別の推計結果



	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)
コーホート変化率	12,530	11,764	11,009	10,205	9,403	8,598
社人研推計準拠	12,530	11,972	11,373	10,720	10,047	9,348
シミュレーション1	12,530	12,042	11,528	10,965	10,373	9,740
シミュレーション2(目標参考指標)	12,530	12,042	11,536	11,009	10,472	9,934

推計方法	
コーホート変化率	あるコーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
社人研推計準拠	国立社会保障人口問題研究所(社人研)「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」における推計方法に準拠した推計。
シミュレーション1	社人研推計準拠をベースに、合計特殊出生率が令和7年に1.84、令和27年までに人口置換水準である2.07まで上昇した場合のシミュレーション。
シミュレーション2 (目標参考指標)	合計特殊出生率が令和7年に1.84、令和27年までに人口置換水準である2.07まで上昇し(シミュレーション1)、なおかつ20代・30代の社会移動が令和27年にゼロになるよう移動率が次第に減少するとした場合のシミュレーション。

出典：松川町地域みらい共創プランより

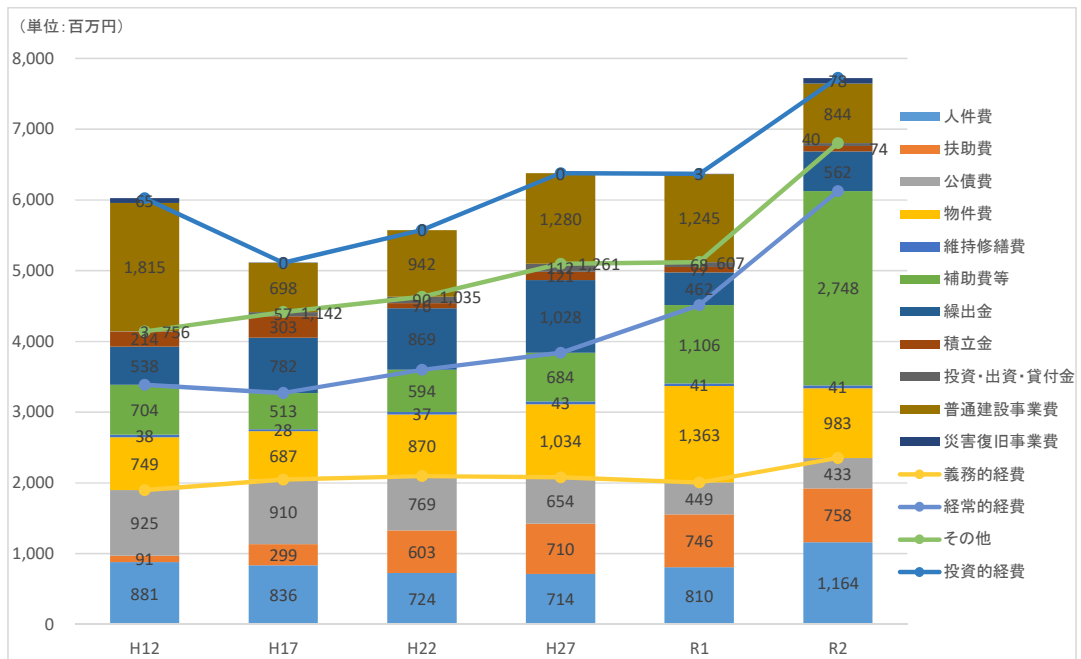
2 財政状況

(1) 歳入の状況

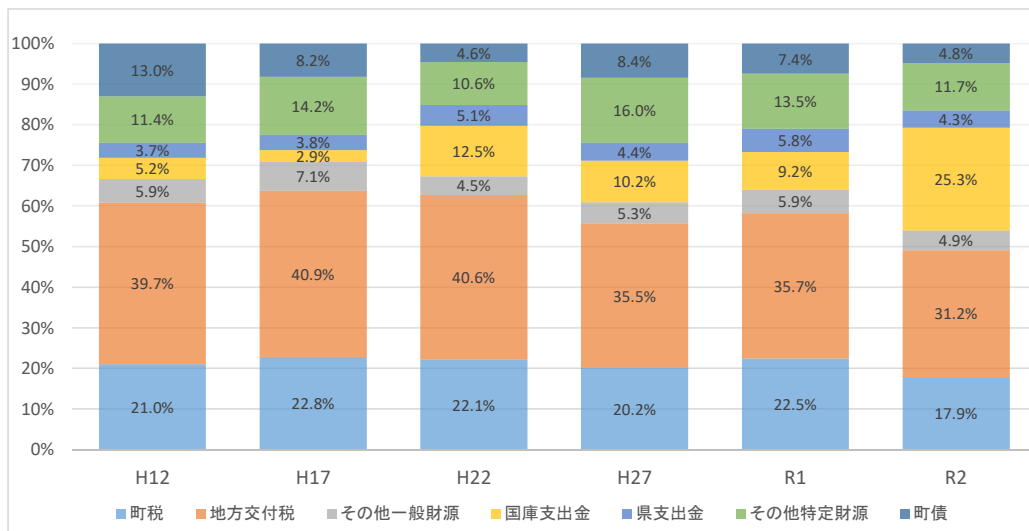
当町の歳入総額は、平成12（2000）年度以降概ね54～84億円で推移しています。

歳入の内訳をみると、町税収入は概ね12～15億円で推移し、令和2（2020）年度の町税収入は15億円で、歳入に占める町税の割合は17.9%となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、町税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、概ね25億円前後であり、令和2（2020）年度で歳入全体の31.2%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 2-4 歳入決算額の推移（一般会計）



◆図表 2-5 歳入決算額構成比の推移（一般会計）



(2) 歳出の状況

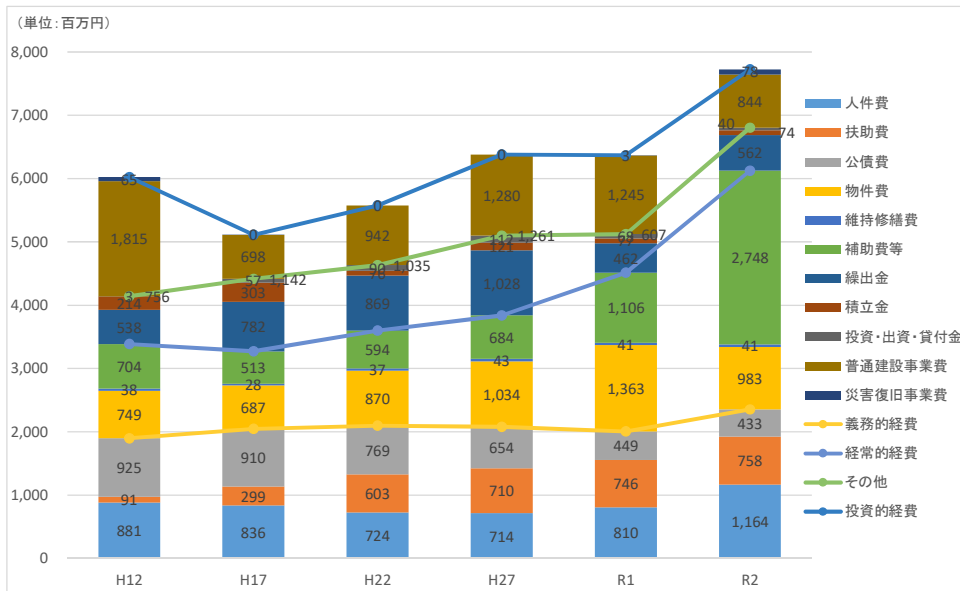
歳出の内、義務的経費の公債費は減少傾向、人件費、社会保障関係の扶助費は増加傾向であり、今後、高齢化の進展による医療費等の社会保障費の更なる増加が見込まれます。

経常的経費（物件費、補助費等、維持補修費）は増加傾向にあり、令和2（2020）年度は、平成12（2000）年度の2.5倍の37.7億円となっています。

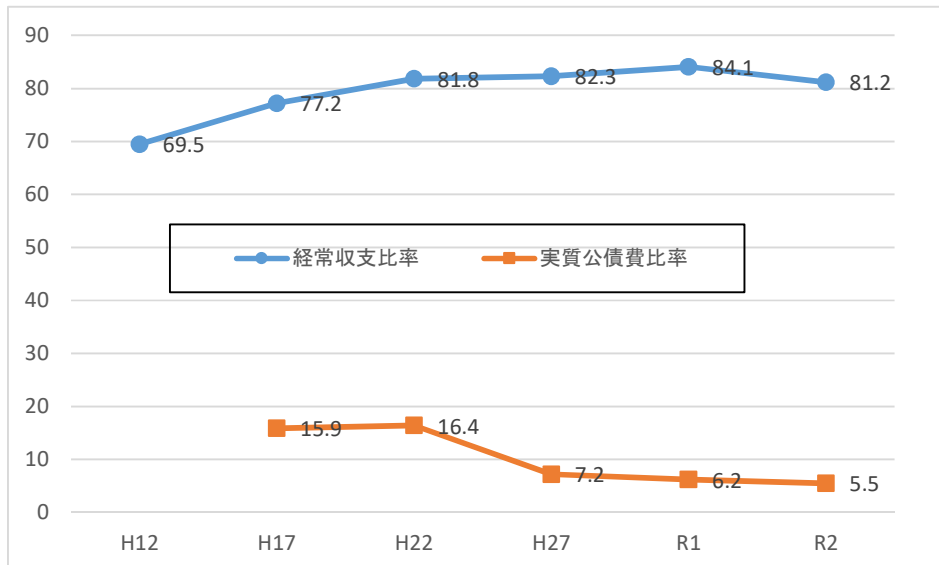
また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年度により変動がみられ、平成12（2000）年度以降概ね7~18億円で推移しています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

水道事業及び下水道事業は、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに適確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を推進していきます。

◆図表 2-6 歳出決算額の推移（一般会計）



◆図表 2-7 財政指標

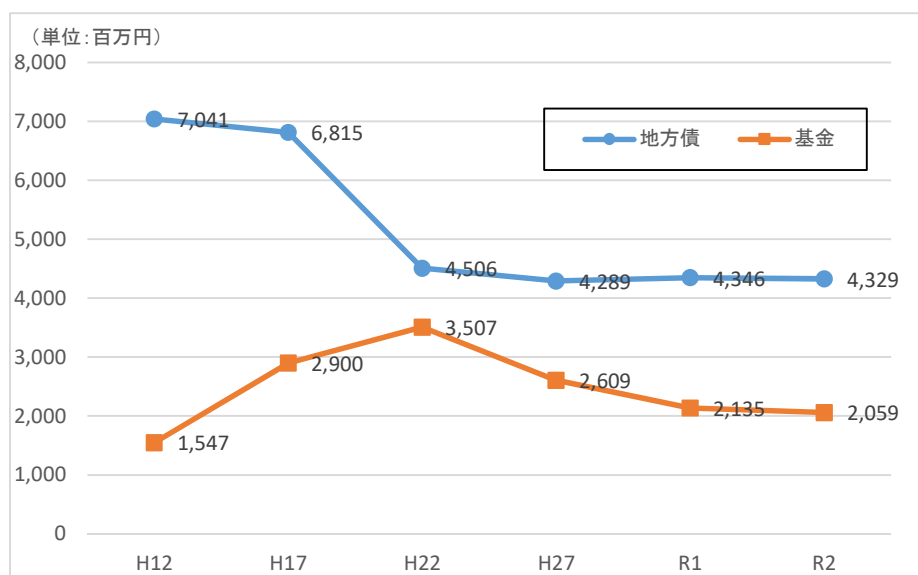


(3) 地方債及び基金の残高

町の借金にあたる債務残高は、平成 12（2000）年度は 70.4 億円でしたが、令和 2（2020）年度は約 43.3 億円まで圧縮しています。

また、町の貯金にあたる基金残高は、平成 12（2000）年度は 15.5 億円でしたが、平成 22（2010）年度に 35.1 億円をピークに、令和 2（2019）年度は約 20.6 億円まで取り崩し、事業を行っています。

◆図表 2-8 地方債及び基金残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

建築物等の償却資産の帳簿原価に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。

令和元（2019）年度末時点の当町における有形固定資産減価償却率は、71.96%であり、減価償却が進んでいます。

◆図表 2-9 有形固定資産（建物）減価償却率

	取得金額 (A)	減価償却累計額 (B)	比率 (B/A)
H27 年 (2017) 度	14,522	10,014	68.95%
H28 年 (2016) 度	14,762	9,936	67.30%
H29 年 (2017) 度	14,695	10,119	68.86%
H30 年 (2018) 度	14,699	10,412	70.83%
R 元年 (2019) 度	14,840	10,678	71.96%

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる町税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、扶助費については増加傾向にあり、公債費については減少しつつありますが、今後、少子高齢化に伴う社会保障費の更なる増加が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、町債の適正運営と有効利用、財源の確保を図るとともに、町独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の現状

(1) 公共建築物の保有状況

当町が保有する公共建築物の延床面積の合計は108施設 72,317.12㎡あります。

また、町民一人当たりでは、5.83㎡※となっています。

※長野県毎月人口異動調査結果（令和3年4月1日時点）の12,405人を使用。

◆図表 3-1 公共建築物の保有状況（令和2年3月末時点）

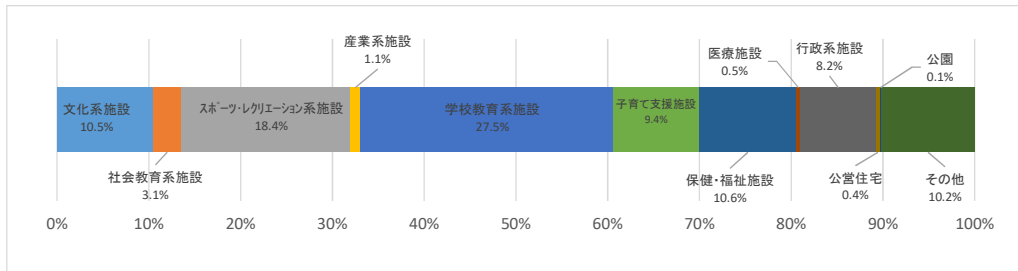
大分類	中分類	延べ床面積	主な施設
文化系施設	集会施設	7,562.61㎡	中央公民館、地区公民館
社会教育系施設	文化施設	2,222.00㎡	図書館、資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8,501.20㎡	体育館、グラウンド管理棟・トイレ 等
	レクリエーション施設・観光施設	4,818.62㎡	清流苑、梅松苑 等
産業系施設	産業系施設	809.10㎡	農村観光交流センター 等
学校教育系施設	学校	19,898.64㎡	小学校、中学校
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	5,754.52㎡	保育園
	幼児・児童施設	1,027.33㎡	児童館、子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	7,652.30㎡	社会福祉センター、特別養護老人ホーム等
医療施設	医療施設	360.00㎡	診療所
行政系施設	庁舎等	4,724.00㎡	役場庁舎
	消防施設	1,037.00㎡	消防団詰所、水防倉庫
	その他行政系施設	169.00㎡	一般廃棄物処分場施設 等
公営住宅	町営住宅	318.00㎡	町営住宅
公園	公園	98.35㎡	公園トイレ
その他	その他	7,364.45㎡	教員住宅、移住促進・移住体験住宅、公衆トイレ、旧東小学校、旧青年の家 等
合計		72,317.12㎡	

(2) 築年別整備状況

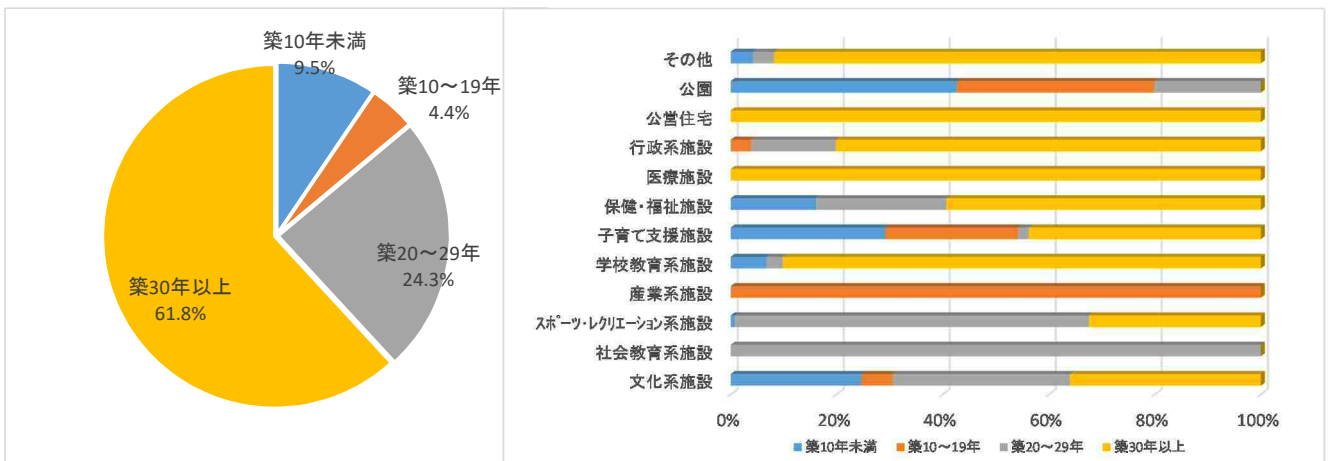
これまでの公共建築物の建替えは、建築後 40 年程度で更新されてきました。

平成 3（1991）年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の 61.8%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 86.1%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

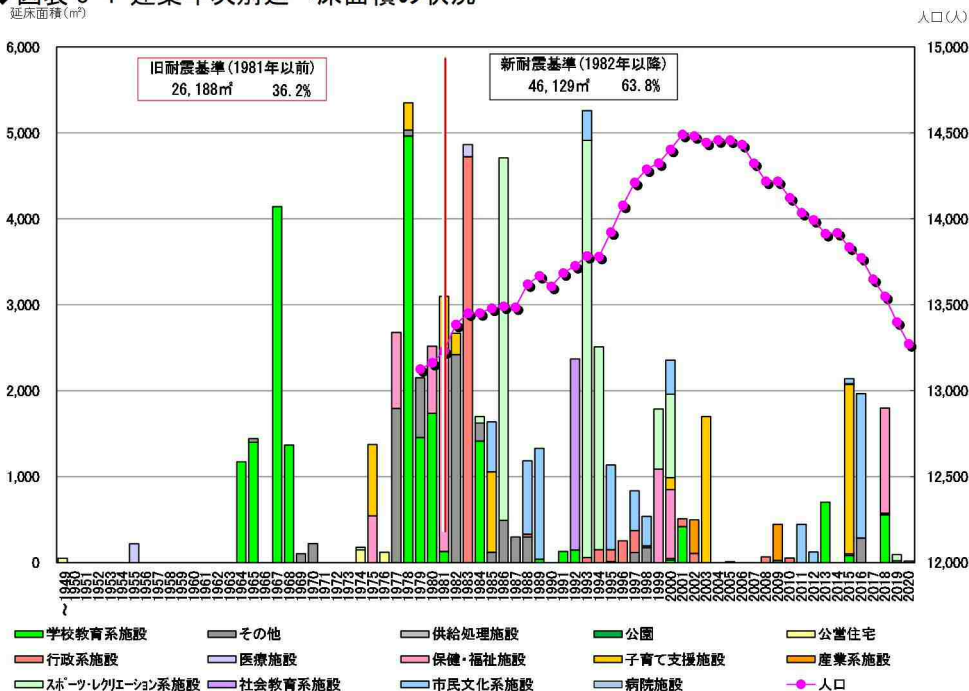
◆図表 3-2 公共建築物延床面積の割合



◆図表 3-3 建築年別延床面積の割合



◆図表 3-4 建築年次別延べ床面積の状況

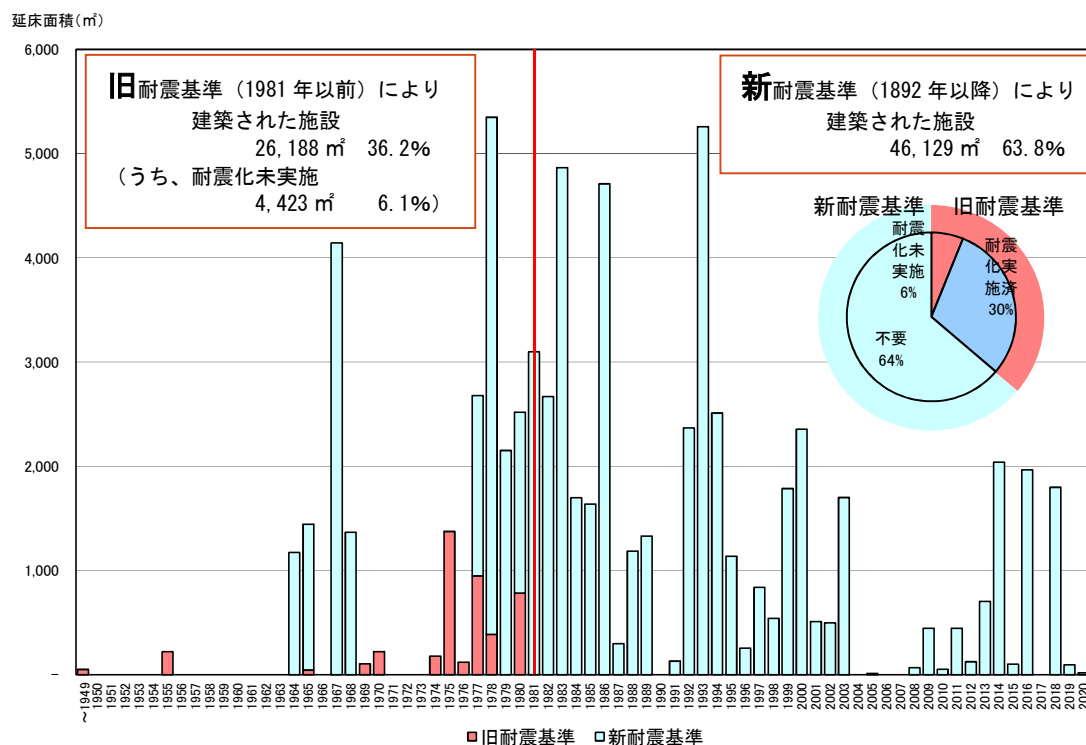


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の63.8%が新耐震基準による整備、残り36.2%が昭和56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設です。公共建築物の約9割が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆図表 3-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

当町の主なインフラ施設は、図表 3-6 のとおりとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 3-6 インフラ施設の保有状況

(令和3年3月末現在)

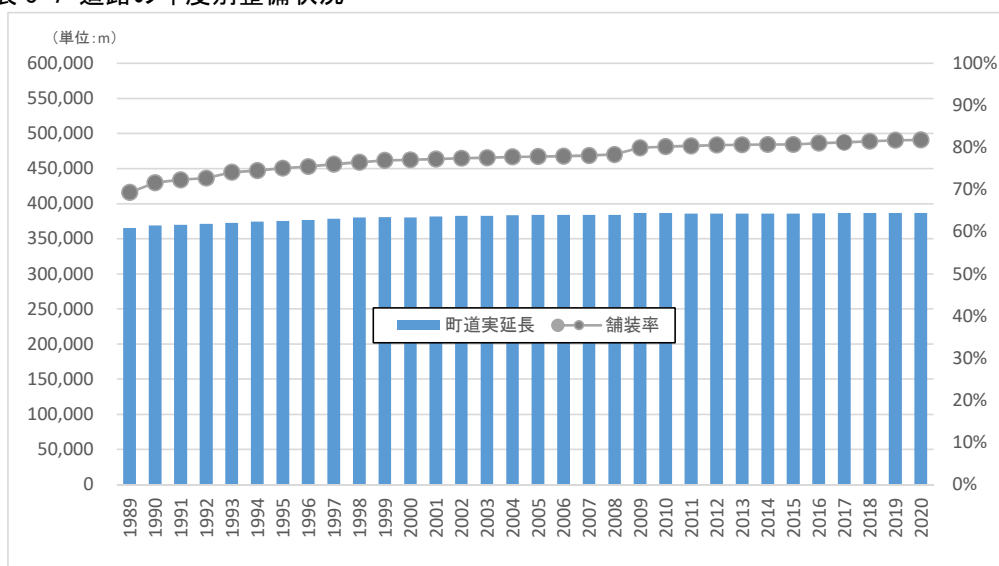
種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	386,777.5 m
	1級町道延長	48,094.1 m
	2級町道延長	49,097.8 m
	その他町道延長	289,585.6 m
	橋りょう数	138 本
	トンネル数	2 本
林道施設	林道延長	36,948 m
	林道橋りょう数	19 橋
	林道トンネル数	1 本
上水道	管路総延長	211,455 m
	導水管	4,946 m
	送水管	13,985 m
	配水管	192,524 m
	浄水場	3 施設
下水道	管路総延長	144,155 m
	污水处理場	6 施設

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

ア 道路・林道

令和2（2020）年の町道の実延長は、386,777.5mあり、舗装率は81.83%の整備となっています。推移については、平成12（2000）年の380,493.8mから6,283.7m（1.7%）延びています。町内にはこの他に、林道が36,948m整備されています。

◆図表 3-7 道路の年度別整備状況

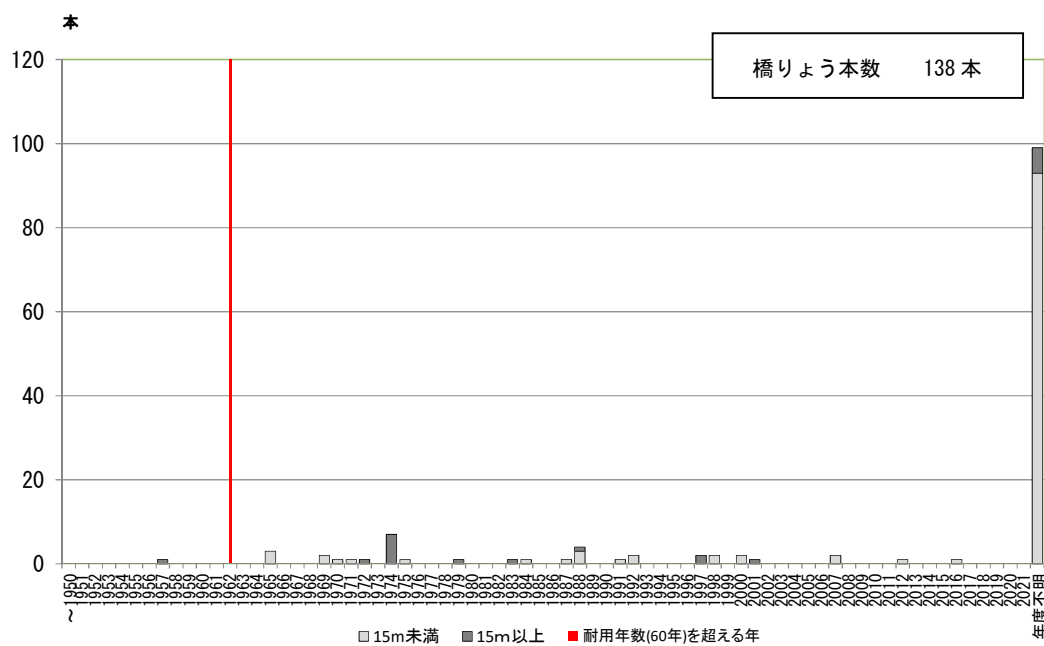


イ 橋りょう

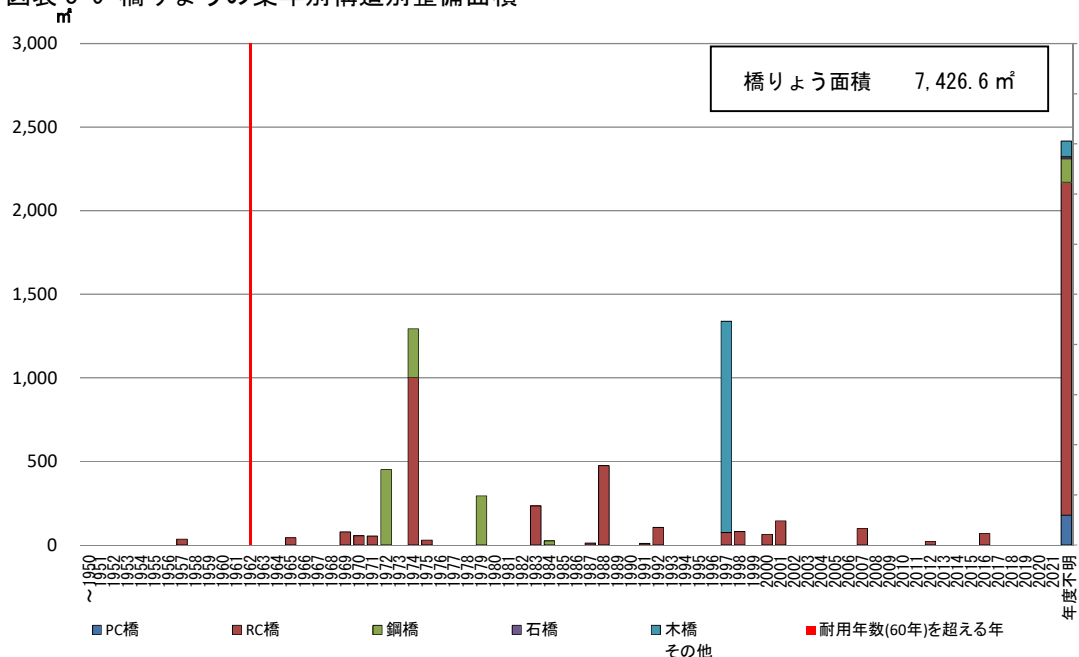
橋りょうについては、供用年数の60年を超えているものが1橋、51年から60年のものが7橋、41年から50年が10橋、31年から40年のものが8橋あり、供用年数が30年を超える橋りょうは、年度不明を含め125橋で全橋りょうの90.6%を占め、管理する橋りょうの大部分が30年後には供用年数が60年を越すこととなります。町内にはこの他に、林道に橋りょうが19橋整備されています。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆図表 3-8 橋りょうの年度別整備数



◆図表 3-9 橋りょうの築年別構造別整備面積



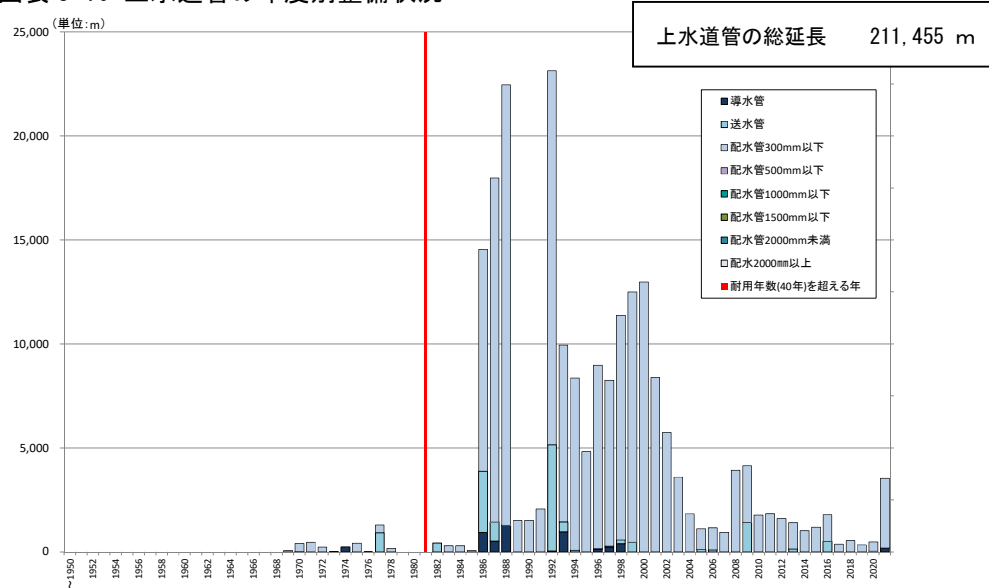
ウ 上水道

現在、町が管理する上水道管の総延長は 211,455m となっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の約 9 割を占めています。

水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 40 年を経過しているものは全体の 1 割にも満たないですが、今後 20 年間では約 8 割に達する見込みです。

◆図表 3-10 上水道管の年度別整備状況

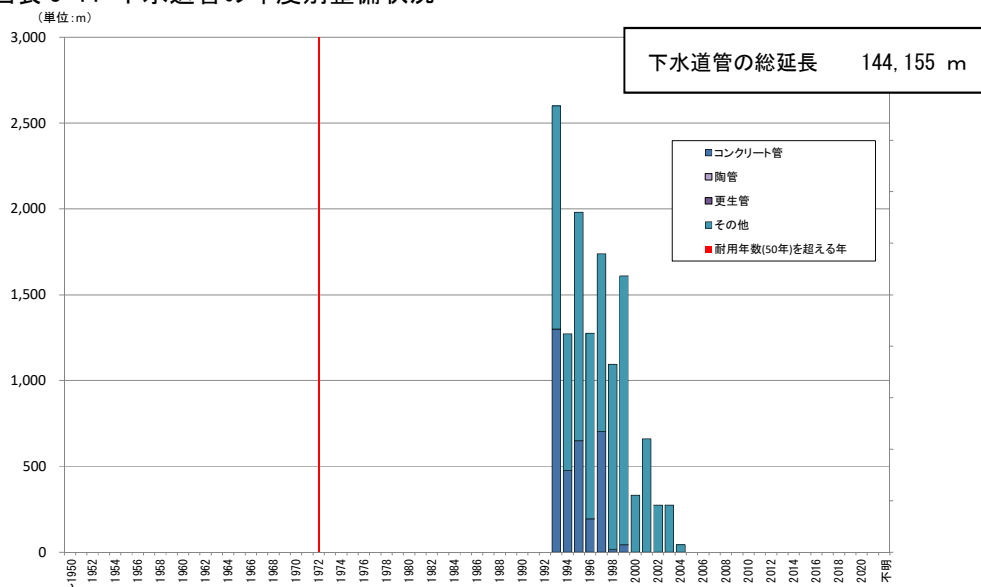


エ 下水道

現在、町が管理する下水道管の総延長は 144,155m となっています。

下水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 50 年を経過しているものはありません。最も早いもので 22 年後の令和 25 (2043) 年に達する見込みです。

◆図表 3-11 下水道管の年度別整備状況



3 将来の更新費用の推計（総務省提供ソフト活用）

(1) 試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、総務省提供ソフトを活用し、今後40年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎ 算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

- 1 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
- 2 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
- 3 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
- 4 これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】 大規模改修：建設後30年（改修期間を2年）
 建替え：建設後60年（建替え期間を3年）
 積み残し：建設時より31年以上50年経過は、今後10年間で均等に行い、51年以上経過は、60年を経た年度に行うと仮定します。60年以上経過は、今後5年間で均等に更新すると仮定します。

【道路】 15年で舗装部分の更新（打換え）
 ※ 舗装の耐用年数10年、舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年と仮定します。

【橋りょう】 60年で架け替え（法定耐用年数60年）

【上水道管】 40年で更新（法定耐用年数40年）

【下水道管】 50年で更新（法定耐用年数50年）

◇更新単価

公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設		25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、その他		20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等、公園		17万円/㎡	33万円/㎡
町営住宅		17万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
総面積あたり		448千円/㎡	
PC橋、RC橋、石橋、その他	425千円/㎡	鋼橋	500千円/㎡
上水道			
導水管及び送水管径		配水管径	
～300mm未満	100千円/m	～150mm以下	97千円/m
300～500mm未満	114千円/m	～200mm以下	100千円/m
500～1000mm未満	161千円/m	～250mm以下	103千円/m
1000～1500mm未満	345千円/m	～300mm以下	106千円/m
下水道			
管径			
～250mm未満	61千円/m	251～500mm以下	116千円/m
501～1,000mm未満	295千円/m	1,001～2,000mm以下	749千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

総務省提供ソフトを活用し、今後40年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は40年間で903.83億円、年平均で22.58億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約1.88倍になります。

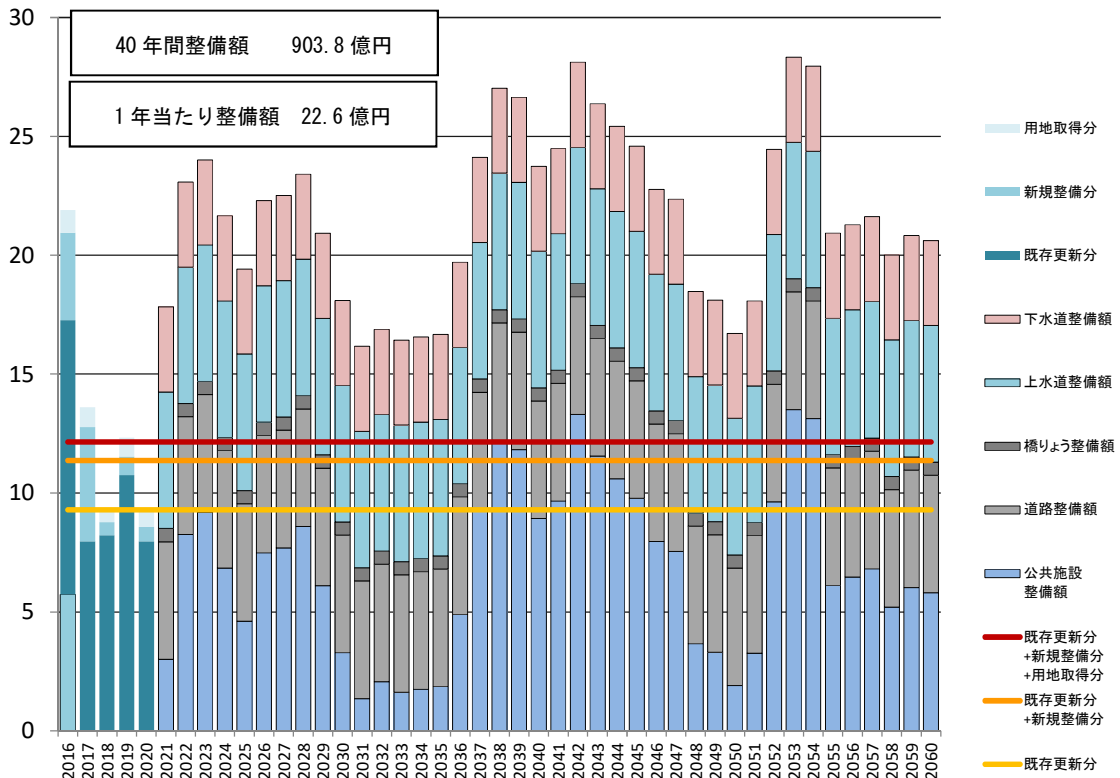
◆図表 3-12 更新費用の推計

種別	過去5年間実績 (単年平均 A)	更新費用の推計		倍率 B/A
		40年累計	(単年平均 B)	
公共建築物	3.62 億円	276.18 億円	6.90 億円	1.91
インフラ施設	8.42 億円	627.65 億円	15.68 億円	1.86
道路	4.14 億円	197.75 億円	4.94 億円	1.19
橋りょう	2.15 億円	22.18 億円	0.55 億円	0.26
上水道	1.03 億円	229.55 億円	5.74 億円	5.57
下水道	1.10 億円	178.17 億円	4.45 億円	4.05
合計	12.04 億円	903.83 億円	22.58 億円	1.88

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-13 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

(単位: 億円)

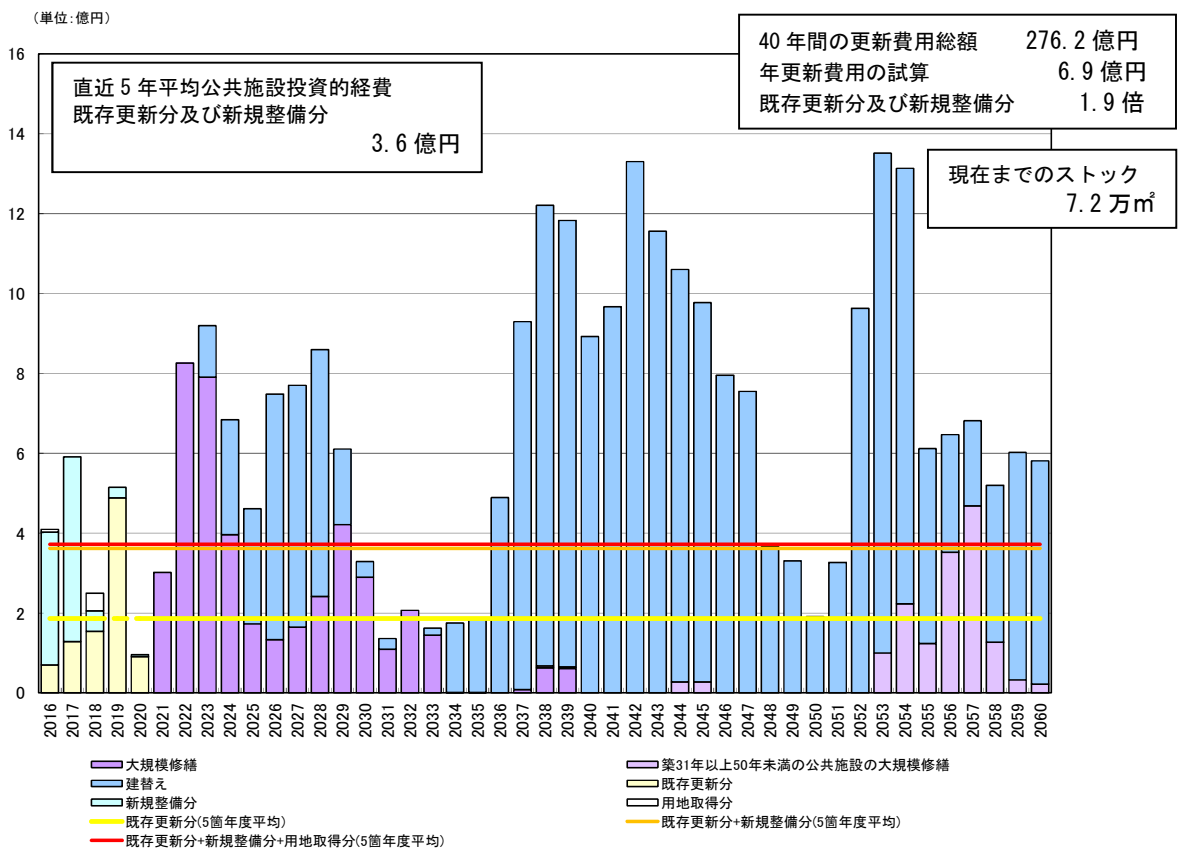


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

大規模改修は建設後 30 年、建替えは建設後 60 年と仮定して、公共建築物について、今後 40 年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約 276.2 億円となります。

今後 40 年間の年平均では約 6.9 億円となり、過去 5 年間の公共建築物に係る投資的経費の平均 3.6 億円の約 1.9 倍の予算が必要となることとなりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共建築物を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、困難と考えられます。

◆ 図表 3-14 公共建築物の将来の更新費用の推計



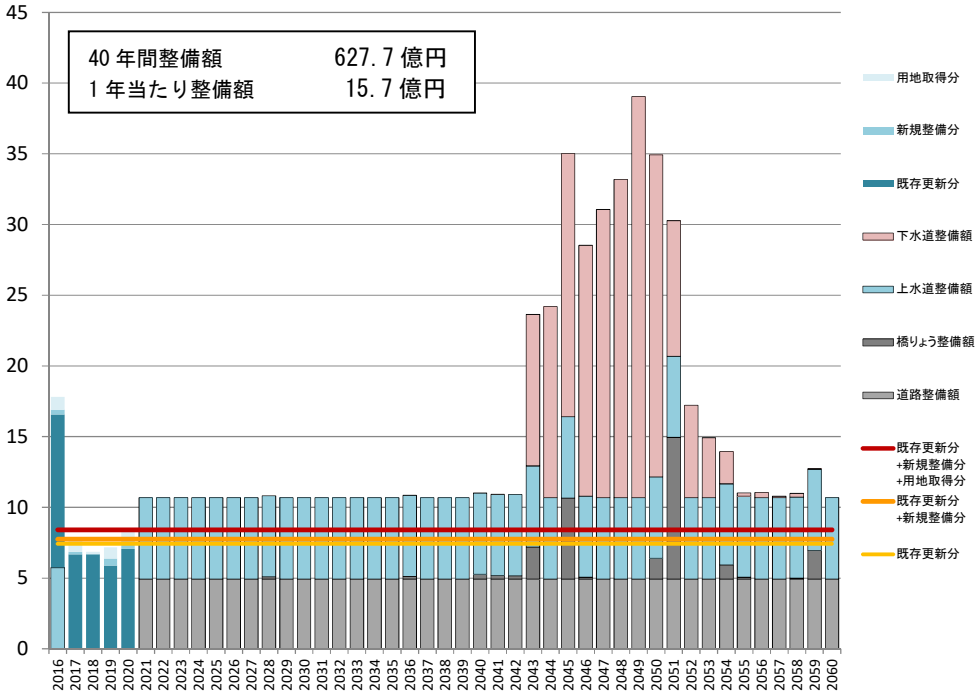
(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後 40 年間、このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に必要なコストを、公共建築物と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では 40 年間で約 627.7 億円、年平均で 15.7 億円となり、これまでの投資的経費の約 1.9 倍となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化などが必要となります。

◆図表 3-15 インフラ施設の将来の更新費用の推計

(単位:億円)

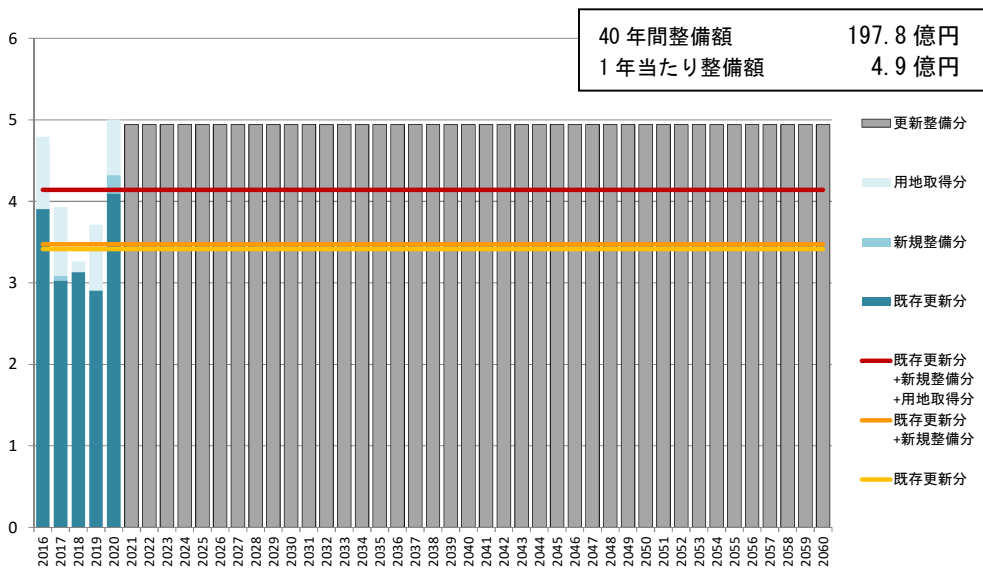


ア 道路

舗装の耐用年数を15年と仮定して、町道面積を更新年数の15年で割った面積約10.5万㎡を、1年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は約197.8億円となり、40年間の平均では年間約4.9億円となります。

◆図表 3-16 総面積による町道の将来の更新費用の推計

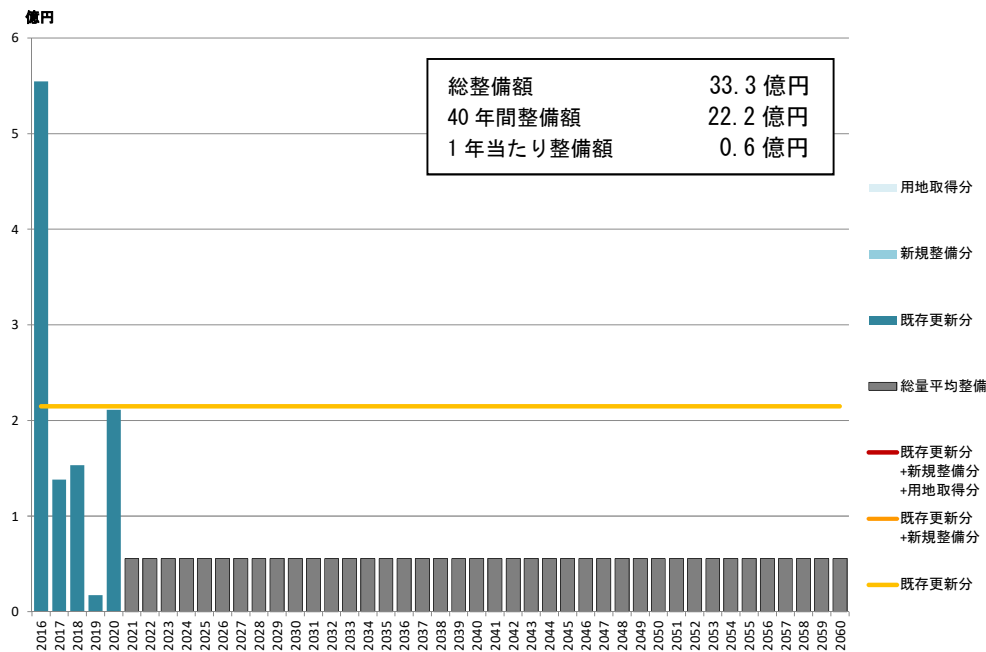
(単位:億円)



イ 橋りょう

橋りょうの耐用年数を60年と仮定して、現状規模のまま更新（架替え）費用を試算した結果、総額は約33.3億円、今後40年間の整備額では約22.2億円となり、40年間の平均は年間約0.6億円となります。

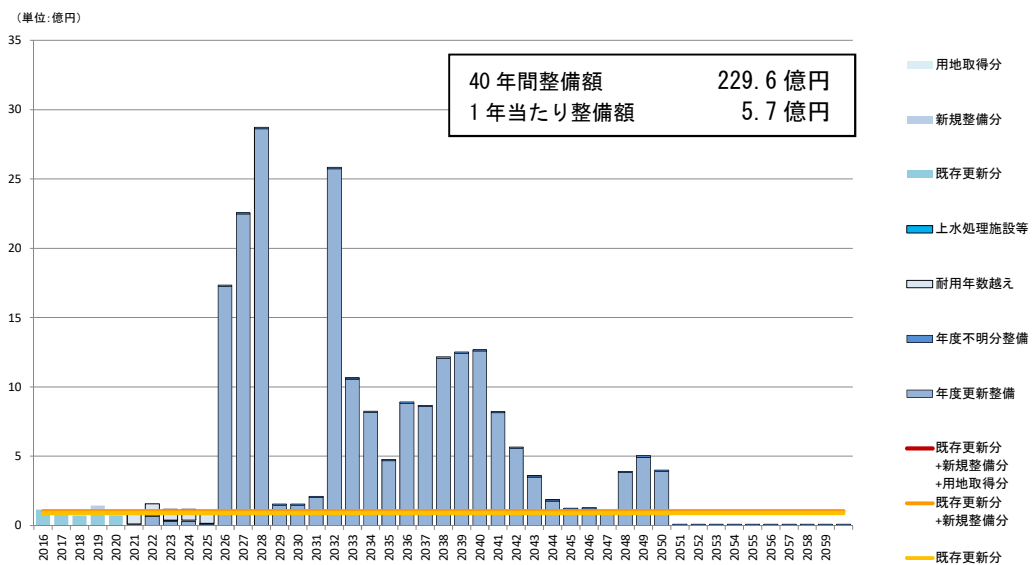
◆図表 3-17 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



ウ 上水道

上水道の耐用年数を40年と仮定して、町が管理する上水道管総延長、上水処理施設等について、現状規模のまま更新費用を試算した結果、今後40年間の整備額では約229.6億円となり、40年間の平均では年間約5.7億円となります。

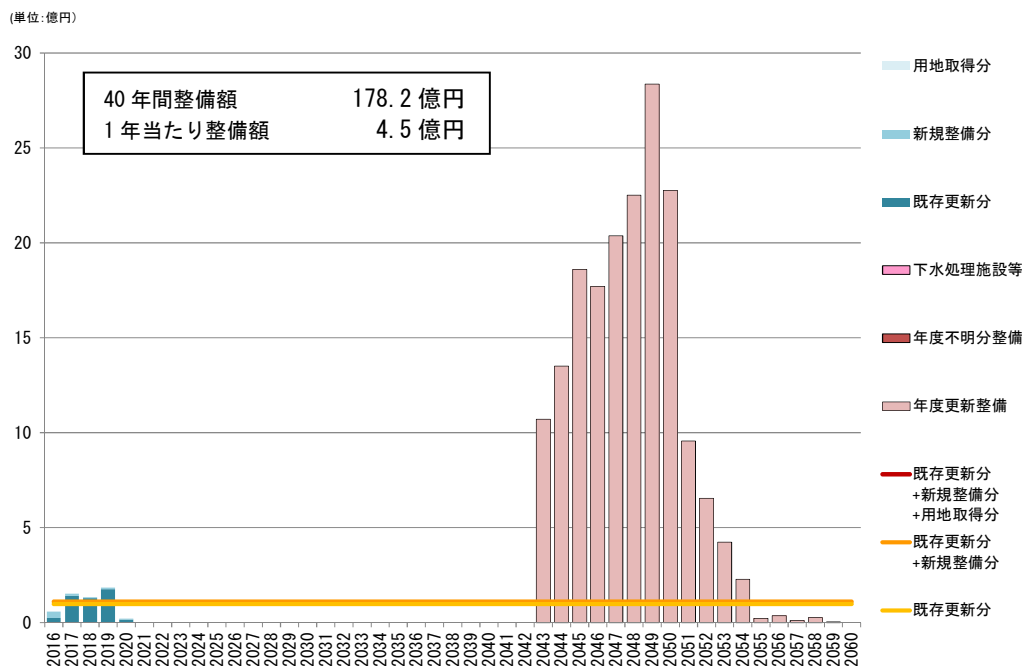
◆図表 3-18 上水道管の将来の更新費用の推計



エ 下水道

下水道の耐用年数を50年と仮定して、町が管理する下水道管総延長、下水処理施設等について、現状規模のまま更新費用を試算した結果、今後40年間の整備額では約178.2億円となり、40年間の平均では年間約4.5億円となります。

◆図表 3-19 下水道管の将来の更新費用の推計



(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算では、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、上・下水道のインフラ施設の更新に必要な費用総額が、現状の投資的経費の規模を上回る結果となっています。

現状の公共建築物の保有面積は約7.2万㎡で、町民一人当たり約5.83㎡を保有しており、過去5年間における町民一人当たりの投資的経費は、年平均29,182円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると令和27(2045)年には一人当たり69,458円となり、実質的に現行の約2.4倍の負担となる計算になります。

インフラ施設において、道路については、仮に今後新規に道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみとしても、一人当たり年間維持更新費は33,374円から49,728円に、橋りょうでは17,332円から5,537円、上水道では8,303円から57,781円、下水道では8,867円から44,796円にまで負担の増額が必要となります。

また、公共建築物とインフラ施設を合わせると、一人当たり97,058円から227,300円となり、現行の約2.3倍の負担となる計算になります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。当町の橋りょうについては、「松川町橋梁長寿命化修繕計画」を平成30(2018)年度に策定し、長寿命化への取組みを始めていますが、今後も国などが示す点

検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 3-20 人口減少を考慮した将来負担

	既往実績		推計	
人口	令3年(2021)度	12,405人	令和27(2045)年度	9,934人

種別	単年平均		単年平均		倍率 B/A	
	過去5年実績	1人あたりA	今後40年	1人あたりB		
投資的経費	公共建築物	3.62億円	29,182円	6.90億円	69,458円	2.38
	道路	4.14億円	33,374円	4.94億円	49,728円	1.49
	橋りょう	2.15億円	17,332円	0.55億円	5,537円	0.32
	上水道	1.03億円	8,303円	5.74億円	57,781円	6.96
	下水道	1.10億円	8,867円	4.45億円	44,796円	5.05
合計	12.04億円	97,058円	22.58億円	227,300円	2.34	

※既往実績：長野県毎月人口異動調査結果（令和3年4月1日時点）の12,405人を使用

※推計：松川町地域みらい共創プラン 将来人口シミュレーション2（目標参考指標）の9,934人を使用

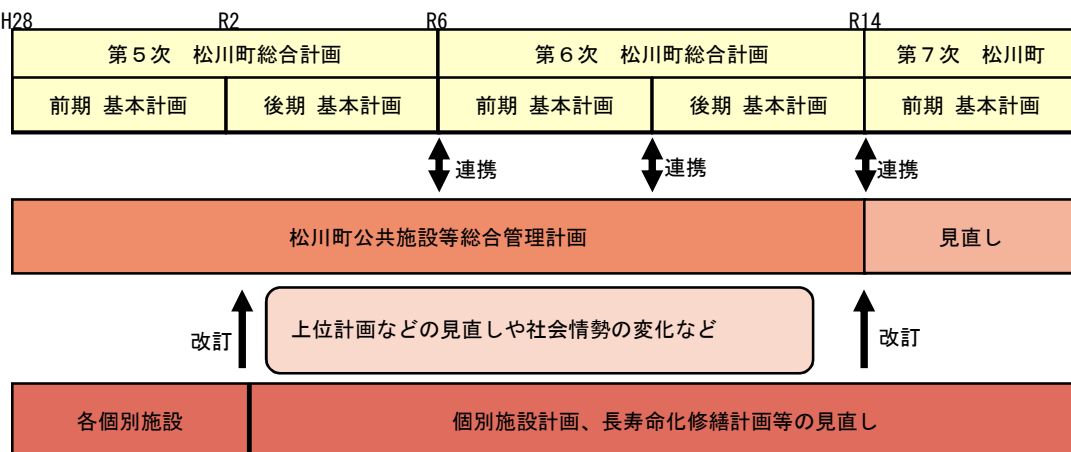
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える先40年間を見通しつつ、上位計画である「松川町総合計画」などと連動しながら、向こう16年間（平成29（2017）年度～令和14（2032）年度）を対象期間とし、当町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和14（2032）年度は、8年間を基本的な計画期間とする「松川町総合計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和14（2032）年度を計画の目安として設定しました。

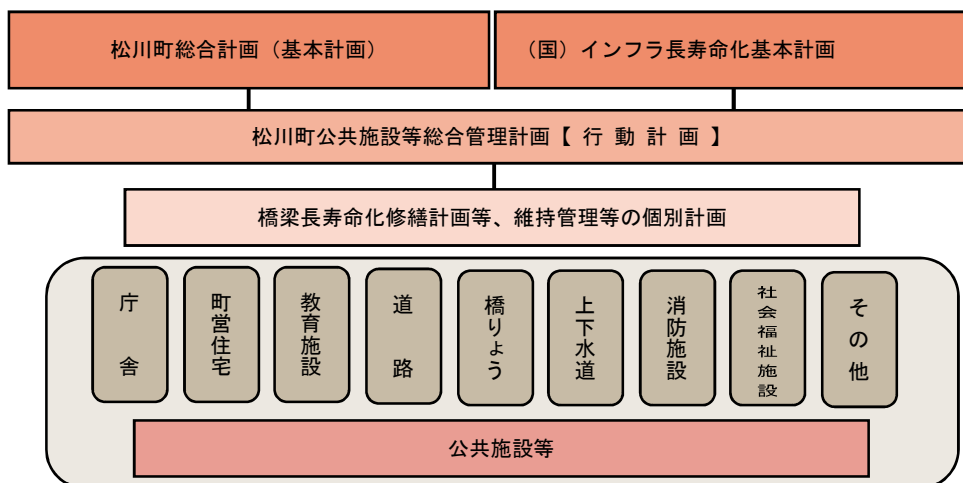
◆図表 4-1 計画期間（松川町総合計画との関係）



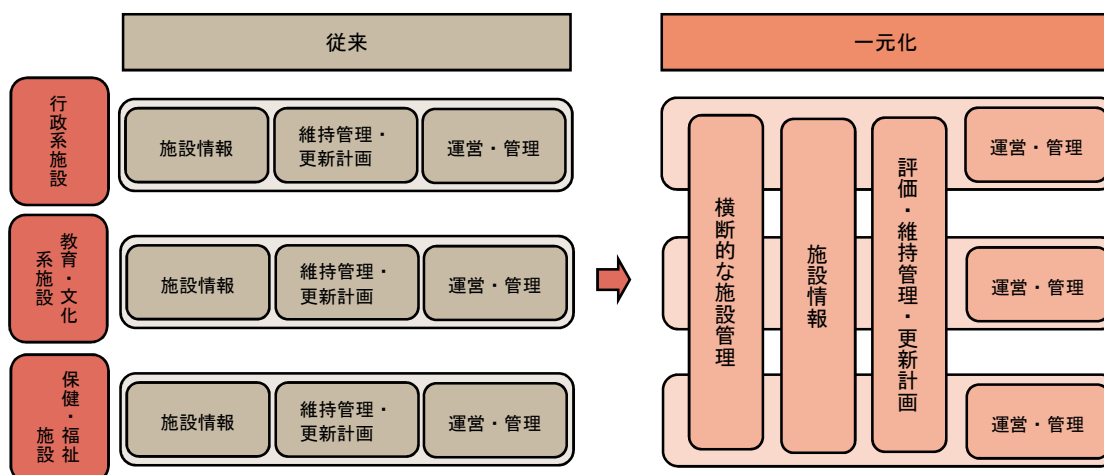
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「松川町総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 4-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 4-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

① 数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、少子高齢化の進行に伴う人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

当町全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

② 品質の適正性

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 61.8%、築 20～29 年が 24.3%で、10 年後には築後 30 年以上経過する公共建築物が 8 割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

③ コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

当町では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口 1 人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口 1 人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量（延床面積）を減らす必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等のマネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を、「松川町公共施設個別施設計画」及び「社会福祉施設保全計画（公共施設管理計画個別計画）」で検討した結果に基づき設定することとします。

本計画期間内に取壊し等を予定している建物は、10 施設、2,529.00 m²です。当町が所有する施設総量（延床面積）の 3.50%を占め、また、継続を検討している建物 7 施設 686.00 m²、譲渡を検討している建物 5 施設 626.12 m²についても、将来の建物の整備方針を継続検討することとし、令和 14（2032）年度までに 5%縮減することを目指します。

現在、当町では、元気センター（仮称）建設の検討が進められていますが、今後、少子高齢化や人口減少という社会構造変化のもと、公共施設の建替えや大規模改造、長寿命化改修などの際には、施設規模の最適化に留意して検討を進め、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく予防保全的管理を行い、公共建築物の長寿命化を図り、維持・更新コストの縮減につなげていきます。

◆図表 4-4 各計画等における再現検討数量（令和 14 年（2032）年度まで）

分類 計画	取り壊し等		継続検討		譲渡検討		計	
	施設数	延床面積	施設数	延床面積	施設数	延床面積	施設数	延床面積
松川町公共 施設個別施 設計画	6 施設	318.00 m ²	6 施設	326.00 m ²	-	-	12 施設	644.00 m ²
社会福祉施 設保全計画 (公共施設管理計画個別 計画)	4 施設	2,211.00 m ²	1 施設	360.00 m ²	5 施設	626.12 m ²	11 施設	3,197.12 m ²
松川町学校 施設等長寿 命化計画	-	-	-	-	-	-	-	-
計	10 施設	2,529.00 m ²	7 施設	686.00 m ²	5 施設	626.12 m ²	23 施設	3,841.12 m ²

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道管、林道、林道橋りょうを廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化計画」に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

当町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する専任部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP・PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

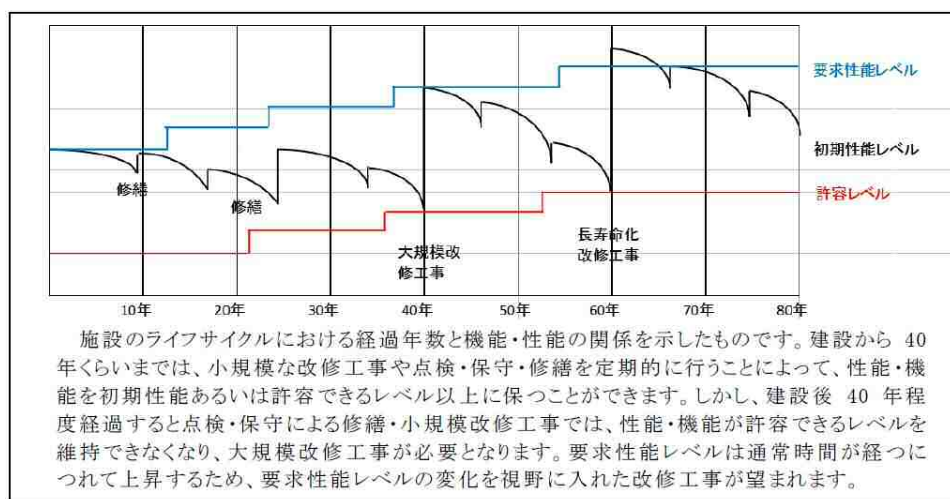
耐震化未実施施設については、「(3)安全確保の実施方針」に基づき、利用、効用等の高い施設については、構造物の耐震性ほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても十分検討を行い、施設利用者の安全の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、財政状況を鑑みて、計画的に防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共建築物については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に実施し、公共建築物を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、「松川町公共施設個別施設計画」、「社会福祉施設保全計画（公共施設管理計画個別計画）」及び「松川町学校施設等長寿命化計画」に基づき、公共建築物の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の道路及び橋りょうについては、既に策定済みの「松川町舗装長寿命化修繕計画（個別施設計画）」及び「松川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 4-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザイン※のまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

※ ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(7) 脱炭素化の取組等の推進方針

令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方公共団体が公共施設の脱炭素化について、率先的に取組むこととされました。

脱炭素社会の形成に向けて、公共施設での太陽光発電施設などの再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、LED照明の導入などの省エネルギー改修を実施し、温室効果ガスの排出の削減を図ります。

(8) 統合や廃止の推進方針

町内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、町の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に集約、転用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を町民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(9) 広域連携の検討

地域全体での行政サービスの質の確保を目指し、広域での利用が可能な施設については、近隣自治体との相互利用や共同運用の検討を行います。

(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「松川町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、町民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 PDCAサイクルの推進

本計画は、「松川町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するための進捗管理と点検評価のPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方にに基づき計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民へ公表します。

◆図表 4-6 PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 5-1 公共建築物の保有状況（再掲）

大分類	中分類	延べ床面積	主な施設
文化系施設	集会施設	7,562.61 m ²	中央公民館、地区公民館
社会教育系施設	文化施設	2,222.00 m ²	図書館、資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8,501.20 m ²	体育館、グラウンド管理棟・トイレ 等
	レクリエーション施設・観光施設	4,818.62 m ²	清流苑、梅松苑 等
産業系施設	産業系施設	809.10 m ²	農村観光交流センター 等
学校教育系施設	学校	19,898.64 m ²	小学校、中学校
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	5,754.52 m ²	保育園
	幼児・児童施設	1,027.33 m ²	児童館、子育て支援センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	7,652.30 m ²	社会福祉センター、特別養護老人ホーム等
医療施設	医療施設	360.00 m ²	診療所
行政系施設	庁舎等	4,724.00 m ²	役場庁舎
	消防施設	1,037.00 m ²	消防団詰所、水防倉庫
	その他行政系施設	169.00 m ²	一般廃棄物処分場施設 等
公営住宅	町営住宅	318.00 m ²	町営住宅
公園	公園	98.35 m ²	公園トイレ
その他	その他	7,364.45 m ²	教員住宅、移住促進・移住体験住宅、公衆トイレ、旧東小学校、旧青年の家 等
合計		72,317.12 m ²	

(1) 文化系施設

当町では、各地域に公民館、自治会等々の文化系施設を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。各地域公民館は地域での維持管理が必要不可欠であるため、指定管理者制度の導入等を検討します。

◆図表 5-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区分	集会施設	施設数	15 施設	延床面積	7,562.61 m ²
対象施設	中央公民館、上片桐農村環境改善センター、古町コミュニティセンター、上新井地区公民館、名子地区公民館、上大島地区公民館、上片桐地区公民館、部奈文化伝承センター、福与ふる里ふれあい館、松川（生田）共同福祉施設、古町南部会所、大島中部会所、西山会所、増野会所、上町会所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。 昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設はありませんが、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 集会施設は、昭和 60 年～平成 12 年にかけて建設されたものが多く、今後、建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から、予防保全型の維持管理・修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組めます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として、図書館・資料館 1施設を保有しています。

◆図表 5-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区分	文化施設	施設数	1施設	延床面積	2,222.00㎡
対象施設	図書館・資料館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。 昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設はありませんが、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後、建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から、予防保全型の維持管理・修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として、松川町市民体育館、名子原体育館、松川町運動公園、まつかわの里など 8 施設、レクリエーション施設・観光施設としては、清流苑、梅松苑など 4 施設を保有しています。今後、老朽化等により大規模修繕等が必要となった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

◆図表 5-4 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	8 施設	延床面積	8,501.20 m ²
対象施設	町民体育館、名子原体育館、福与体育館、まつかわの里（スポーツ施設、室内温水プール）、松川町運動公園、上片桐町営グラウンド、弓道・ゲートボール場				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	4 施設	延床面積	4,818.62 m ²
対象施設	清流苑、梅松苑、フォレストアドベンチャー、ツリードーム Dom'up 南信州まつかわ				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設は、上片桐町営グラウンドの建物のですが、改修を終えています。定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後、建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から、予防保全型の維持管理・修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。

(4) 産業系施設

産業系施設として農村観光交流センター、農産物等加工施設（アグリ工房まつかわ）の2施設を保有しています。今後、老朽化等により大規模修繕等が必要となった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

◆図表 5-5 公共建築物（産業系施設）の保有状況

産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	2 施設	延床面積	809.10 m ²
対象施設	農村観光交流センター、農産物等加工施設（アグリ工房まつかわ）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設はありませんが、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設については危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等から、予防保全型の維持管理・修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

当町は、中学校 1 施設、小学校 2 施設、保育園 5 施設、児童館 2 施設、育児支援施設 1 施設を保有しています。施設の老朽化、将来の児童数を見据え、規模や必要な施設などの検討を進めます。

◆図表 5-6 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	3 施設	延床面積	19,898.64 m ²
対象施設	松川中学校、松川中央小学校、松川北小学校				
子育て支援施設					
区分	保育園	施設数	5 施設	延床面積	5,754.52 m ²
対象施設	上片桐保育園、大島保育園、双葉保育園、名子中央保育園、福与保育園				
区分	幼児・児童施設	施設数	3 施設	延床面積	1,027.33 m ²
対象施設	子育て支援センター、名子児童館、上片桐児童センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。</p> <p>昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設は、大島保育園、福与保育園の建物の一部で、耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>昭和 40～50 年代に建てられた施設が多いことから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等から、予防保全型の維持管理・修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(6) 保健・福祉施設、医療施設

当町では、高齢福祉施設 9 設、医療施設 1 施設を保有しています。

今後、老朽化等により大規模修繕等が必要となった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

◆図表 5-7 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	9 施設	延床面積	7,652.30 m ²
対象施設	松川町社会福祉センター、デイ・サービスセンター、特別養護老人ホーム松川荘、ふれあい工房まつかわ、老人福祉センター、旧北名子保育園、生東リズム室、作業所、元気センター（仮称）				
医療施設					
区分	医療施設	施設数	1 施設	延床面積	360.00 m ²
対象施設	上片桐診療所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。医療施設については、維持修繕にかかる費用を軽減するため、継続的な点検・診断を実施します。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等から、予防保全型の維持管理・修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。</p>					

(7) 行政系施設

松川町役場は、将来的な災害に対する備えとしての設備とともに、子供や高齢者などすべての方が安心して便利に利用できる施設として整備を目指します。その他のものも今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 5-8 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	4,724.00 m ²
対象施設	松川町役場				
区分	消防施設	施設数	14 施設	延床面積	1,037.00 m ²
対象施設	消防コミュニティセンター（本部車、1号車、2号車、3号車、下垣外号車、古町号車、中荒町号車、大栢号車、大沢号車、福与号車、部奈号車、生東号車）、福与水防倉庫、水防資材倉庫3号棟				
区分	その他行政系施設	施設数	2 施設	延床面積	169.00 m ²
対象施設	生田一般廃棄物最終処分場、フードリサイクル施設				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団コミュニティセンターは、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。

昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設のうち、水防倉庫3施設で耐震診断が実施されていないことから、耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等から、予防保全型の維持管理・修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

多数の人が利用する建物については、誰もが安全・安心で快適に利用できる施設とするため、施設の現状や利用状況に応じてトイレの高機能化、洋式化、多目的トイレの設置、多言語表記案内施設の整備等の対応を行います。

【統合や廃止の推進方針】

今後、各消防詰所のあり方について検討します。

(8) 町営住宅

当町が管理する町営住宅のうち、建設されてから30年以上が経過しており、大規模な修繕を行わず、計画的な除却を進めます。

◆図表 5-9 公共建築物（町営住宅）の保有状況

町営住宅					
区分	町営住宅	施設数	6施設	延床面積	318.00㎡
対象施設	町営住宅（宗源原南）58号、町営住宅（清北）23号、24号、25号、 町営住宅（中学校西）19号、20号				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 全6施設の町営住宅が、昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で建設された施設であり、老朽化が進んでいることから、耐震化を実施せず、既存施設の計画的な除却を進めます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、耐震化を実施しないことから、既存施設の計画的な除却を進めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 老朽化が進み耐震化を実施しないことから、長寿命化を実施せず、既存施設の計画的な除却を進めます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 老朽化が進み耐震化を実施しないことから、ユニバーサルデザイン化を実施せず、既存施設の計画的な除却を進めます。</p> <p>【統合等推進方針】 老朽化が進み耐震化を実施しないことから、既存施設の計画的な除却を進めます。 また、住宅需要と住民ニーズを踏まえ、建て替えを行う場合にあっては、ユニバーサルデザイン化を推進し、快適な居住水準の向上と安全で安心な町営住宅の供給を図ります。</p>					

(9) 公園

当町が管理する公園のうち、建設されてから30年以上が経過している施設は、ありません。

◆図表 5-10 建築物（公園）の保有状況

公園					
区分	公園	施設数	6施設	延床面積	98.35㎡
対象施設	むらやま公園トイレ、富士森公園トイレ、松川公園トイレ、城山公園トイレ、台城公園駐車場トイレ、七椏公園避難地トイレ				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階で予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、公園利用者が安全かつ安心して利用ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進め、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合等推進方針】</p> <p>安全で安心な公園整備を推進します。</p>					

(10) その他

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 5-11 公共建築物（その他）の保有状況

その他					
区分	その他施設	施設数	28 施設	延床面積	7,364.45 m ²
対象施設	旧松川東小学校、教員住宅（名子原）1・2号、3・4号、39・40・41・42・43号、47・48・49・50・51号、53・54・55・56・57号、教員住宅（中学校東）21号、22号、35号、36号、教員住宅（清北）26号、27号、44・45・46号、松川高原公衆トイレ、中山公衆トイレ、宮坂駐車場公衆トイレ、移住体験住宅1号、2号、移住促進住宅1号、2号、3号、旧国土交通省官舎3号、4号、7号、8号、9号、10号、旧松川青年の家				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。</p> <p>小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。</p> <p>また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等から、予防保全型の維持管理・修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。</p> <p>その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

(11) インフラ施設

ア 道路

当町における町道の総延長は約 386,778m、舗装率は 81.83%（令和 3 年 3 月 31 日現在）であり、林道の総延長は、36,948m です。

道路は、町民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

高齢者、障がい者、外国人等様々な人が使いやすく、移動しやすい基盤整備（連続的かつ面的なバリアフリー化）を推進します。

イ 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

高齢者、障がい者、外国人等様々な人が使いやすく、移動しやすい基盤整備（連続的かつ面的なバリアフリー化）を推進します。

ウ 上下水道

上下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。当町の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ 林道・林道橋りょう

林業の生産性の向上や森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状態を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状態把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

松川町公共施設等総合管理計画



策定・改訂経過	
平成 29 年 3 月	策定
令和 4 年 3 月	改訂